

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【①利用申し込みに関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★	Q①-1	市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所を利用するにはどのような手続きが必要ですか。
	A①-1	市内の認可保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の利用申込は、保育幼稚園課で受け付けを行ってます。必要書類をそろえて提出してください。 ※事業所内保育施設や企業主導型保育施設を利用する際も申請が必要になることがあるので、お問合せください。
★★★★★	Q①-2	今年度も申請しているのですが、来年度の申し込みも必要ですか。
	A①-2	申し込みは入所児童・待機児童を問わず毎年度必要です。
★★★	Q①-3	在園児で、次年度の申請のため保育園に申込書を提出したら、保育幼稚園課に提出するよう言われました。なぜでしょうか。
	A①-3	利用料の納め忘れや書類の提出漏れはありませんか。次年度の申し込みをするためには、利用料の完納が求められます。保育幼稚園課へお問合せください。
★★★★★	Q①-4	保留（不承諾）通知が届いたのですが、再度申し込みが必要ですか。
	A①-4	今年度は申し込む必要はありません。支給認定期間内で年度途中で希望している保育所に空きがある場合に選考いたします。※認定期間が終了した場合には再度申し込みが必要です。
★★★★	Q①-5	きょうだいで申し込む場合には、それぞれ書類の提出が必要ですか。
	A①-5	申請書はそれぞれ必要です。勤務証明書等の添付書類はきょうだいで一部で構いません。
★★★★★	Q①-6	きょうだいで別々の保育所になることもありますか。
	A①-6	申し込み時に、きょうだい児の確認事項欄があり、基本的にはきょうだいで同一の施設を調整するようにしていますが、調整できない場合に「きょうだいで別々でも良いので保育所に希望したい」と記入している方のみ別々で案内することになります。

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【①利用申し込みに関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★★	Q①-7	きょうだい児申し込みの有無で選考に影響がありますか。
	A①-7	新規で同時に申し込む際に記載する欄です。きょうだい児の有無で直接選考に影響することはありませんが、1の「きょうだい必ず同じ保育施設に同時に入園を希望」を選択した場合に比べると、4の「きょうだい別々の保育施設、別々の時期に入園希望」を選択した方が入所できる可能性が高くなります。
★★★	Q①-8	第一希望に認定こども園、第二希望で保育園と、併願で申請したいのですが、併願を選択すると保育所を優先的に選考するとあります。どう記入したらよいですか。
	A①-8	真ん中の欄にある「保育認定」を選択してください。希望順に選考いたします。
★★★	Q①-9	小規模保育所を希望園として申請する予定なのですが、3歳クラスからはどうなるのでしょうか。
	A①-9	小規模保育所にはそれぞれ連携園を設定しています。連携園については、希望範囲シートで確認できます（各小規模保育所の欄にカッコ内に記載のある保育所です）。希望範囲シートがお手元にない場合、保育幼稚園課へお問い合わせください。
★★★★★	Q①-10	「上記以外で空きがある場合、利用を希望する」に「○」を記入したのに、第三希望まででしか選考されていないと説明がありました。なぜでしょうか。
	A①-10	その下の※に注意書きのある別紙「希望範囲シートに記入」がされていないと考えられます。希望範囲シートに番号を記入の上、提出してください。
★	Q①-11	利用を希望する期間の終了日は卒園する日を記入するのですか。
	A①-11	申請書は、年度ごとに申請します。終了日は、申請年度の末日（3月31日）となります。
★	Q①-12	なぜマイナンバーを記入する必要があるのですか。
	A①-12	マイナンバーは利用者負担額の算定や支給認定に係る事務に利用しております。内閣府によると、「すべての自治体は個人番号を利用すべき」とされており、子ども・子育て支援法第16条に基づき、資料の提供等報告を求める際に利用しております。

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【①利用申し込みに関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★★★	Q①-13	提出書類にマイナンバーカードとありますが、まだ取得していません。どうすればよいですか。
	A①-13	市民課等で「マイナンバーが記載」された住民票を取得してご提出ください。
★★★	Q①-14	多子軽減対象者欄の記載方法がわかりません。何を書けばよいですか。
	A①-14	支給認定保護者と生計を一にする子ども全員に「〇」を記入してください。
★★★★	Q①-15	希望範囲シート全部に数字を記入したら必ず入所できますか。
	A①-15	必ず入所できるとは限りません。全部に記入した場合、全ての施設の選考にかけられますが、思いがけず遠方の施設に案内される場合があります。入所を断った場合は、他の申請者にご迷惑をおかけすることになりますので、確実に送迎できる施設の範囲内で希望してください。
★★★★	Q①-16	住んでいる地域によって、申し込める保育所に制限はありますか？
	A①-16	制限はありません。市内すべての保育所に申し込みできます。
★★★	Q①-17	今度子どもが生まれるのですが、申し込みはいつから可能ですか。
	A①-17	お子さんの出生届を提出した後から申し込み可能です。しかし、保育所入所の対象となるのは満3か月経過後となります。
★★★★	Q①-18	6月から保育所に入所させたい場合、いつまでに申し込みが必要ですか。
	A①-18	入所希望月の前月15日までに申し込みが必要です。16日以後の申し込みは翌々月から入所選考の対象となります。
★★★	Q①-19	郵送による申込はできますか。

2019保育入所に関するよくある質問(FAQ)【2号・3号】

【①利用申し込みに関する質問】

質問頻度	質問	回答
★★	A①-19	離島・県外からの申込を除き、郵送での受付はできません。離島・県外からの申込による受付期間内、期間外の判断は消印にて行います。
★★★	Q①-20	希望範囲外の保育所に決定する場合がありますか？
	A①-20	ありません。保護者が希望している保育所での選考になります。
★★★★	Q①-21	保育時間について、月当たり64時間以上120時間未満の勤務のため短時間保育だと思うのですが、退勤（出勤）が遅い（早い）ため保育所の送迎が間に合いません。どうすればいいですか。
	A①-21	勤務証明書を確認し、保育所への送迎が間に合わないとは判断できる場合は標準時間保育へ認定変更できるため窓口で申請してください。標準時間保育でも間に合わない場合は延長保育の契約について通所している保育所へお問い合わせください。※認定変更は申請日の翌月になります。
★★★	Q①-22	希望する教育施設や保育施設に必ず入れますか。
	A①-22	利用希望者数が保育施設の利用可能枠数を上回った場合は、提出された書類により、保護者（父母）の保育を必要とする理由や世帯状況を点数化し、申込世帯の優先度順に利用者を選考します。希望する保育施設に利用枠がない場合や、利用枠を超える場合には利用を制限する場合があります。
★★★★★	Q①-23	申込後、結果はいつ分かりますか。
	A①-23	新年度の4月利用からの申し込みをした方については、2月中旬に封書で内定通知又は保留通知をお送りします。なお、5月以降の利用については、利用希望の前月20日以降に内定者へのみ電話連絡を行います。
★★★★	Q①-24	希望園や勤務時間の変更を申請したい場合はどうすればいいですか。
	A①-24	（4月入所申込み）受付期間のみ変更できます。受付期間を過ぎると変更できません。受付期間に間に合わず12月以降の提出になった場合は5月以降の利用調整となります。※災害等のやむを得ない場合を除く。 （5月以降入所申込み）変更は申請のあった翌々月からの反映となります。 （例）8/10に変更申請→反映は10月調整から